

令和 5 年度

豊かな心を育む体験活動の充実事業

募集要項

令和 5 年 2 月

東京都教育委員会

第1 募集要項の位置付け

この募集要項は、本事業に係る事業者の選定を総合評価方式により実施するに当たり、応募者等に配布するものである。

別紙1、2及び3の審査基準は、募集要項と一体のものである。

第2 事業

1 事業名称

令和5年度豊かな心を育む体験活動の充実事業

2 事業の目的

学校は、子供の教育活動の中心的存在であり、基礎的な知識・技能の修得のほか、他者との関わり、集団や社会生活に関する教育、健康や体力向上に関する教育等について重要な役割を担っている。

学校における教育活動の効果を高め、将来の社会の担い手である子供の豊かな感性や人間力などの成長を育むためには、子供たちが自らの感覚や行為を通しての実感により理解を深め、新たな気付きを得られる体験活動の機会を確保することが必要であり、学校がその特色や実情に応じて、効果的な体験活動を行えるよう、その充実を図ることが重要である。これらの体験活動を都内の公立学校及び私立学校において円滑に実施できるよう、本事業の実施を通じて体験プログラムを構築し各学校において実施していく。

3 東京都教育委員会と実施事業者との連携方法及び支払い方法

(1) 決定方法

東京都教育委員会は、都内の公立学校及び私立学校において多様な体験活動が実施できるよう、事業者を企画・提案等により、公募・選定して決定する。

(2) 協定の締結

東京都教育委員会は、体験活動の企画及び実施・運営に関する事項等で必要な要件を定め、事業者と東京都教育委員会の双方が合意し、協定を締結する。協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、本要項や協定に記載された内容に違反する重大な過失があった場合は、東京都教育委員会の判断において、協定を終了する。

(3) 実施内容

事業者は、「4 本事業応募者に求める運営体制及び要件等」を満たした上で、学校がその特色や実情に応じて効果的な体験が行えるようプログラムを構築し、都内の公立学校及び私立学校を対象に、学校の意向に基づき必要な調整を行い、実施することとする。なお、本事業の予定実施校数は公立学校2,140校、私立学校120校である。

(4) 実施・運営及び支払い方法

ア 事業者と東京都教育委員会の間で締結する協定で定めた金額（以下「協定金額」という。）を上限として、東京都教育委員会は事業者に対して実績に応じて経費

を支払うこととする。

イ 経費は、「プログラムの実施に際し要する経費」、「事業基盤の構築に係る経費」の2つに分け、「プログラムの実施に際し要する経費」については月ごとに、

「事業基盤の構築に係る経費」については四半期ごとに、それぞれ事業者に対し支払うこととする。

ウ 学校がその特色や実情に応じて、効果的な体験活動を実施できるよう、体験プログラムについては、事業者において構築したプログラムの他に、東京都教育委員会がプログラムの追加等が必要と判断した場合には、事業者はプログラム内容等の調整を行い、東京都教育委員会に確認を行った上で新たなプログラムとして加えること。

エ 事業者において構築したプログラム及びウにより構築したプログラム以外で、本事業の目的の範囲内において、学校からプログラムにない個別の実施要望があった場合には、東京都教育委員会と協議の上、実現に向けた調整に努めることなお、ウ及びエに該当する案件があった場合でも、実施校数（上限公立学校2,140校、私立学校120校）は変わらないものとする。

オ 体験プログラムの実施に当たっては、ウ及びエの場合も含め、提供団体等と学校との間に入り実施に向けた調整を行うとともに、協定金額の範囲内で経費を支払うこと。

4 本事業応募者に求める運営体制及び要件等

(1) 実施体制等

本事業の履行に当たり、以下に留意しながら進めること。

ア 協定締結後速やかに、本事業を履行するために必要な人員を確保するとともに、統括責任者を配置し、業務の履行に支障をきたすことのないよう、万全の体制で全体調整と進行管理等を行うこと。

また、効率的かつ円滑に履行するための実施体制を整え、その体制図を協定締結後10日以内に提出して東京都教育委員会の承認を得ること。

イ 本事業の全体に係る業務計画・スケジュール等を協定締結後10日以内に提出し、東京都教育委員会の承認を得ること。

(2) 実施内容

ア プロジェクト名称及びシンボルマークの提案

2の事業目的を踏まえ、学校関係者や子供たちに、豊かな心を育む多様な体験機会を提供し、充実させる意義が分かり易く伝わるような、プロジェクトの名称とシンボルマークについて、3案程度提案すること。

※提案名称及びシンボルマークについては、東京都教育委員会の判断により、本事業の名称として扱う可能性がある。

イ 体験プログラムの企画

2の事業目的を踏まえた上で以下の事項に留意し、学校がその特色や実情に応じて、効果的な体験活動を実施できるよう多様な体験プログラムを企画すること。なお、学校の教育活動の中で実施することがふさわしい内容とすること。

(ア) 以下 a から f の体験領域につき、それぞれ多様なジャンルのプログラムを企画すること。

a 協働して課題解決に取り組む体験

グループでアイデアを出し合い、コミュニケーションを取りつつ、楽しみながら課題に挑戦し、主体性・他者尊重・協働意識を高めるような体験

b 他者理解・共生社会につなげる体験

障害の有無や年齢、国籍、文化の違いなどを感じることで、他者理解や多様性理解を深める体験

※障害者理解関係のプログラムのうち、パラスポーツに関する内容は、e に含めること

c 科学・先端技術等に触れて学ぶ体験（S T E M）

身近なものをテーマに科学の不思議な現象を楽しく学べる体験や、社会で活用される「Science (科学)」、「Technology (技術)」、「Engineering (工学)」、「Mathematics (数学)」等を臨場で体感することで理数教育等への関心・理解を深める体験

d オリンピアン等の学校派遣

夢・希望・感動との出会いやスポーツへの親しみを促進したり、自己実現に向けての努力や困難に立ち向かう意欲等を育成したりすることをねらいとした、講演、競技紹介、実技指導等

派遣するアスリートについては、原則として、リオ 2012 大会以降で、東京 2020 大会を中心としたオリンピアン等とする。

また、北京 2008 大会以前のオリンピアンなどであっても、講演・実技指導等の実績や、児童・生徒等における知名度の高さ等から本事業の目的に鑑みて派遣にふさわしいと判断される場合は東京都教育委員会に協議すること。

e パラリンピアン等の学校派遣

パラリンピック競技等障害者スポーツへの興味・関心の向上、多様なスポーツや共生社会に対する理解を深めることをねらいとした、講演や障害者スポーツの体験教室等

派遣するアスリートについては、パラリンピック競技大会等や障害者スポーツの世界選手権大会において日本代表として活躍した選手又は指導者とし、原則として、東京 2020 大会のパラリンピアン等とする。

f 芸術・文化に対する理解を深める体験

音楽や演劇、歌舞伎、寄席など様々な芸術・文化に対する理解を深める体験

なお、芸術・文化に対する理解を深める体験には、プログラムから選択するものの他に、学校自らが芸術・文化等の団体を探してきて実施する案件もある。こちらについては、実施した費用を協定金額の中から同様に支払うこと。また、校外体験において、通常の鑑賞に加え、東京都教育委員会が独自にプラスアルファの体験を企画し実施する場合がある。

a から f について、令和4年度に「子供を笑顔にするプロジェクト」で実施したプログラムを、応募事業者のみに参考として別途提示することとする。なお、プログラムの企画にあたっては、令和4年度に実施したプログラムの内容にとどまらず、より各事業者の創意・工夫を盛り込んだ内容とすること。

(イ) プログラムについては、単純な鑑賞等にとどまらない、出演者との交流・レクチャー や児童・生徒の参加型体験などを含む内容となるよう努めること。

(ウ) 原則、全校規模または1学年以上の規模（小学校：80人、中学校：130人、高等学校：225人と想定）の児童・生徒が参加できるような内容のプログラムを用意すること。ただし、一回当たりの対象人数が少ないプログラムでも、同一日において同じプログラム内容を複数回繰り返すことで、上記規模を対象とすることができるものは可とする。

また、1プログラム当たりの実施時間は、校内は1～3時間、校外は移動を含む日帰りを標準とする。各体験プログラムの具体的な実施規模及び実施時間についてはプログラム作成時に明確にすること。

(エ) 学校内で行うプログラム数と学校外で行うプログラム数を、バランスを考慮して企画すること。なお、参考として令和4年度に「子供を笑顔にするプロジェクト」において実施した際の学校からの希望の割合は、校内プログラムは約75%、校外プログラムは約25%である。また、屋外で実施するプログラムについては、荒天時の場合でも代替の内容を実施できるよう、あらかじめ検討しておくこと。

(オ) 参加対象の校種は以下のとおりである。体験する児童・生徒等の年齢は幅広いため、それぞれに合ったプログラムを企画すること。なお、幼稚園、こども園向けのプログラムの企画は不要とし、実施希望があった場合に、実施内容を調整するものとする。

参加対象校種：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

※ ((2) イ (ア) のうち、d 及びe については、幼稚園、こども園も対象

(カ) 体験活動を実施する学校は、都内全域であるため、島しょの学校でも実施可能なプログラムを企画すること。

(キ) どのプログラムを選択するかは学校の希望により決定する。各学校がどのプログラムを選択したとしても、協定金額内で運用していくことを考慮し、プログラムを企画すること。

(ク) 学校がその特色や実情に応じた体験活動を的確に選択できるよう、プログラムごとに以下の事項をまとめたプログラムシートを作成すること。

- a プログラム内容の詳細
- b 実施イメージ（写真等）
- c 効果、狙い
- d 実施可能な日程
- e 参加可能人数（上限）
- f 実施場所
- g 行程例
- h 所要時間
- i 推奨年齢
- j 実施に際しての留意事項
- k その他必要事項

(ケ) プログラムの企画案について、以下を最終期限とし、調整が整ったものから順次提出すること。提出に際しては、東京都教育委員会と適宜調整を行うこと。

- a プログラムの全体概要 令和5年4月28日（金）
- b プログラムの詳細 令和5年5月31日（水）

提出後、東京都教育委員会が確認及び補正を順次行い、令和5年6月9日（金）までに全てのプログラムの内容を確定する。

なお、学校に対してプログラム内容を早期に周知していく視点から、可能な限り早期のプログラム企画に努めること。

※確定したプログラムについては、段階的（初回5月上旬頃）に学校に提示することを想定している。

イ 体験プログラムの実施

以下の事項に留意し、体験プログラムを実施すること。

(ア) 実施予定校数は以下のとおり、合計で2,260校（上限）とする。内訳は公立学校2,140校、私立学校120校である。

- a 協働して課題解決に取り組む体験
 - b 他者理解・共生社会につなげる体験
 - c 科学・先端技術等に触れて学ぶ体験
 - d オリンピアン等の学校派遣
 - e パラリンピアン等の学校派遣
 - f 芸術・文化に対する理解を深める体験
- } 2,260校

なお、fのうち。「学校が芸術・文化等の団体を自ら探してきて実施」する学校は170校を予定している。

- (イ) 東京都教育委員会において学校に対して令和5年2月～3月に希望調査を実施し、どの学校が、どの体験領域を希望するかについて令和5年4月当初に事業者に伝える。また、事業者によるプログラム構築状況に応じて、段階的に学校にプログラムを示すこととし、ウェブサイト構築前においては、東京都教育委員会と協議の上、メール等の何らかの手段により学校からの申込を受け付けること。
- (ウ) 実施時期は、原則以下のとおりとし、学校からの希望をもとに調整し、決定すること。
- (ア) のa、b、c及びfのうちプログラムから選択する案件
令和5年7月から令和6年3月まで（先行的に提示したプログラムは、7月からの実施を想定）
- (ア) のd、e及びfのうち学校が実施団体と直接調整して実施する案件
令和5年6月から令和6年3月まで
- なお、学校の希望通りの時期や内容での実施が難しい場合は、学校の要望を聞き取り、代替の日時やプログラムを提案するなどし、実施に向けて最善を尽くすこと。
- また、学校が上記期限より早期の実施を希望する場合には、個別の実施調整等を依頼する場合がある。この場合には、東京都教育委員会と協議の上で可能な限り実施に向けた対応に努めること。
- (エ) 校外で実施する場合は、原則、学校から現地までの往復に必要な貸切バスを手配するとともに、児童・生徒に対して傷害保険を加入させること。また、学校から事前に実地踏査の要望があった場合は、可能な範囲内で対応すること。さらに、島しょの学校が島外で実施するプログラムを選択した場合は、島から現地までの往復に必要な移動手段を同様に手配するとともに、運行時間等の関係で、宿泊をしないとプログラムの実施ができない場合は、宿泊場所も手配すること。これらに要する経費は、全て協定金額の中から支払うこと。
- (オ) 実施にあたっては事前に学校の担当者と打合せを行い、当日のスケジュールや実施内容等について説明し、了解を得ておくこと。また、必要に応じて事前に現場確認を行うこと。
- (カ) 実施当日、報道機関に対し実施場面を公開する場合がある。その際は、東京都教育委員会からの要請に応じて、報道機関への受付を設置するなど、必要な補助・支援を行うこと。また、報道機関の取材について、掲載日等の確認をし、事業者の責任において、報道機関が作成した記事・番組等を集約すること。さらに、報道機関に対し公開する場合には、あらかじめ、派遣者の所属事務所や

実施団体等に掲載・放送等についての許諾を得ること。

(キ) プログラム実施後、学校に対してアンケートを実施すること。アンケート内容は東京都教育委員会と協議の上決定する。ウェブでの回答方式とし、実施終了後、学校担当者にURLをメールで送付し、必要に応じて電話等もするなど回答を促すこと。また、回答の最後に、自校が回答した内容の一覧を確認できるような仕組みとすること。さらに、アンケートの内容を都度必ず確認し、プログラム内容や運営体制等をさらに改良できる点がある場合は、東京都教育委員会と協議の上対応を検討すること。なお、本アンケートは月ごとに集計し、翌月10日までに電子データにより納品すること。さらに、3か月に1回、アンケートの詳細な分析を行い、電子データにより納品すること。

ウ 申込用ウェブサイトの構築

各学校が直接オンラインでプログラムの申込ができるよう申込用のウェブサイトを構築すること。また、申込む際にプログラムの一覧及び詳細を学校が確認できるようにすること。確定したプログラムについては、ウェブサイトの構築後、順次ウェブサイトにアップロードし、各学校が閲覧・申込できる状態にすること。また、遅くとも、6月中旬までには上記アの(ケ)で確定したプログラムの全てをウェブサイトにアップロードし、各学校が閲覧・申込ができる状態にすること。さらに、閲覧の対象は学校関係者のみとするため、認証パスワードをトップページで入力しないと閲覧できない仕組みとすること。なお、ウェブサイトの構築にあたっては、見やすく・分かりやすいレイアウトを心掛けるとともに、検索機能を付加するなど、学校にとって使い勝手の良いものとすること。

エ 事務局の設置

学校との調整を円滑に進めるため、学校からの相談、調整等の窓口となる、事務局を常設すること。

(ア) 対応時間

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日午前9時から午後5時までとする。

(イ) 対応方法

電話及びメールにて対応すること。なお、専用の電話番号、メールアドレスを用意すること。繁忙期には回線数を増やすなど、学校との調整に支障が生じないよう柔軟に対応すること。

(ウ) その他

学校からの問合せに対しては丁寧に対応すること。また、本業務における取扱いや対応等について事業者で判断が付かない場合は、必ず東京都教育委員会に確認の上、学校と対応すること。

オ 広報資料の作成

プログラム実施当日の学校での様子を基に、広報資料を作成すること。なお、本資料は東京都教育委員会のホームページに掲載することを予定している。

- (ア) 令和4年6月以降、毎月3校程度分作成すること。なお、どの学校を対象とするかは、事前に東京都教育委員会と協議の上決定すること。
- (イ) 広報資料には、学校名、実施日、プログラム名、プログラムの概要、当日の様子、写真、参加者（学校・子供・保護者等）の声などを掲載すること。
- (ウ) 作成にあたっては、学校やプログラム提供者等に対し写真を含む内容等について掲載の許可を得ること。また、必要に応じて児童・生徒の顔が分からぬよう加工処理を行うこと。
- (エ) 文量はA4サイズ1枚程度とすること。

(オ) 作成した資料は、毎月、翌月10日までに電子データ（PDF形式）で納品すること。ただし、令和6年3月分については、令和6年3月29日までとする。また、資料作成の際に用いた写真データも併せて納品すること。

カ 協議・打合せ及び記録

業務着手時、定期打合せ時及び成果品納品時のほか、東京都教育委員会が必要とした場合は、隨時、検討内容や進行状況について、協議・打合せを行うとともに、資料や情報の提供を行うものとする。また、打合せ等の内容については、その都度事業者が書面に記録し、相互に確認しなければならない。

(ア) 定例会の実施

東京都教育委員会と事業者で定期的に打合せ（以下「定例会」という。）を実施すること。定例会は、東京都教育委員会が指定する場所で、週1回程度の頻度で実施すること。なお、東京都教育委員会の了解があれば、WEB会議での実施も可能とする。定例会を行った事項については、終了後3営業日以内を目途に議事録を提出すること。また、東京都教育委員会が同席しない場合における外部との打合せ事項についても東京都教育委員会の求めがあれば同様に議事録を提出すること。

(イ) 東京都教育委員会との連絡体制

事業者と東京都教育委員会の諸連絡は、電話及び電子メール等を用いる。また、緊急の場合は、夜間・休日でも速やかな対応ができるよう連絡手段を整えること。その他、事業者内部及び関係者間の情報共有を密に行うこと。

キ 進捗状況の共有

事業者は学校との調整状況（学校ごとの申込状況、実施に向けた進捗状況、執行済金額及び執行見込額など）について、東京都教育委員会とリアルタイムで共有できるような仕組みの構築を検討すること。

ク 成果物及び提出期限

(ア) 成果物の納品部数及び提出期限は以下のとおりとする。原則としてA4サイ

ズとし、全ての成果物について、電子データ（DVD-R等の記録媒体に収録）も併せて納品すること。

- a 体制図及び業務計画書 5部
提出期限：協定締結後 10 日以内
- b 実施後アンケート（電子データのみ）
提出期限：前月分を翌月 10 日まで
- c 広報資料（電子データのみ）
提出期限：前月分を翌月 10 日まで
- d 実施報告書 5部
以下、2回に分けて納品すること。
 - (a) 中間報告 令和 5 年 12 月 28 日（木）
 - (b) 最終報告 令和 6 年 3 月 29 日（金）

なお、記載事項は、各取組の報告（記録写真を含む。）及び実施状況、実施後アンケートの集計・分析、事業全体の評価・考察等とする。

（イ）電子データの提出は以下によること。

- a 電子データは、東京都教育委員会のOA環境である Microsoft Office 2016 に対応して作成すること。また、電子データに保護をかけないこと。
グラフィックデータ、印刷物については版下の他、Adobe Illustrator 形式のデータも提出すること。
- b ファイル名はその内容を示す分かりやすいものとし、ファイルリストも添付すること。

（ウ）成果物の納入後、内容に不備等があった場合は、速やかに事業者の負担で修正等を行うこと。

5 事業の進め方等

（1）事業者に求める事項

事業者は、事業目的の達成に向け、本事業を適切に実施・運営するとともに、東京都教育委員会と連絡・調整を図りながら、責任を持って本事業に取り組むこと。

（2）事業予定者の決定

東京都教育委員会は、事業応募者からの企画提案を受け、これを審査し、事業者としての適格性を有し、かつ提案事業内容に問題のない者の中から、最優秀事業応募者を選定の上、事業予定者として決定する。

（3）協定の締結等

東京都教育委員会及び事業者は、本事業の実施に当たって必要となる具体的な事項について、協定を締結する。

6 想定標準スケジュール

以下のとおりのスケジュールを予定しているが、変更等が生じる場合は、東京都教育委員会と事業者で協議の上、事業を進めることとする。



※a から f の説明は、4 (2) イ (ア) のとおり。

※上表によらず、確定したプログラムから段階的に掲載・申込

第3 事業予定者の募集及び選定等

1 募集スケジュール

事業予定者の募集及び選定は、次のスケジュールを予定している。

内 容	日 程
募集要項等の公表	令和5年2月13日（月）
応募希望表明書及び質問の受付	令和5年2月13日（月）から 令和5年2月20日（月）まで
募集要項に関する質問回答書の公表	令和5年2月21日（火）
提案書の受付（締切）	令和5年3月15日（水）まで
審査委員会の開催	令和5年3月中旬
最優秀事業者応募者の決定及び公表	令和5年3月中旬
協定の締結	令和5年3月下旬

2 事業応募者の要件

「令和5年度豊かな心を育む体験活動の充実事業審査基準」（別紙1、2及び3）（以下「審査基準」という。）に従い、（1）から（4）のとおり基本要件の審査を行う。以下、2（2）、2（3）、2（4）の事業応募者の要件に適合しない場合は、原則として、失格とする。

（1）基本的要件

事業応募者は、事業期間中の安定した運営が可能な企画力、技術力、運営力及び経営能力等を有する者とする。

（2）事業応募者の構成等

ア 事業応募者は、次の役割を果たす体制を確保すること。

（ア）本事業の中心的立場で、本事業に関する企画・運営及び本事業の関係者の相互調整を統括する役割を担うとともに、東京都教育委員会との連絡調整及び必要手続を行い、事業の円滑な遂行に責任を持つこと。

（イ）（ア）を行う拠点を日本国内に常設すること。

イ 事業者グループで応募する場合は、全ての参画者及びその役割を明らかにすること。なお、事業者グループにおいて、各参画者は連帶責任を負うものとする。
ウ 事業応募者が単独の場合は、当該事業者がアに掲げる役割を全て果たすこと。
エ 事業応募者が事業者グループの場合は、参画者の中からア(ア)の役割を果たす者（代表団体）を1者選定すること。

オ 参画者は、他の事業応募者の参画者として重複参加することはできない。
カ 参画者は、その責任において、履行補助者として協力会社（事業者から直接業務を受託し、若しくは請け負う者又は協賛金の拠出等により事業者を支援する者）を利用することができるが、原則として、応募時に参加を明らかにすること。また、協力会社として参加を明らかにした者を変更する場合は、東京都教育委員会から承認を得ること。なお、本事業の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ東京都教育委員会の承諾を得たときは、この限りではない。

この募集要項に定める事項については、事業者と同様に、委託先においても遵守するものとし、事業者は、委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

なお、事業者は、2（4）の事業応募者の欠格事項アからケまでに定める事項のいずれかに抵触する者を協力会社とすることはできない。協力会社は、東京都教育委員会が事業者に求める要件等を事業者の指示に従って遵守することを誓約書として参画者に提出し、参画者はその写しを東京都教育委員会へ提出すること。

（3）事業応募者の本事業との関連実績

事業応募者（事業者グループの場合は少なくとも1者）は、日本国内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校のいずれかと契約した実績がある者とする。

（4）事業応募者の欠格事項

事業応募者は、次の欠格事項のいずれかに抵触する場合、応募することができない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成29年6月26日付29財経総第613号）に基づく指名停止期間中の者
ウ 経営不振の状態（会社の整理を始めたとき、会社の特別清算を開始したとき、破産の申立てがされたとき、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、銀行取引停止処分が行われたとき、手形取引停止処分がなされたとき及び電子債権記

録機関による取引停止処分がなされたとき。) の者

- エ 最近 1 年間の法人税、法人事業税、法人住民税及び消費税を滞納している者
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者又はそれらの者の統制下にある者が人事面で関与している者
- カ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（平成 29 年 8 月 18 日付 29 財経総第 1121 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者
- キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属している又は関与している者
- ク 本事業の審査委員及び関係職員に対して、選定されるように個別に接触した者

（5）要件確認の基準日

- ア 事業応募者の要件の基準日は、提案書等の受付時点とする。ただし、受付時点で基本要件を満たしていない場合又は受付時点以降基本要件を満たさなくなつた場合において、審査結果の公表までの間に基本要件を満たすことが明らかなものとして東京都教育委員会が認めた場合は、基本要件を満たす見込みの日を基準日とする。
- イ 事業予定者が協定締結までの間に、2（2）及び 2（4）の事業応募者の要件に適合しなくなった場合は、原則として、失格とする。
ただし、参画者（2（2）エにより選定した者を含む。）が 2（2）及び 2（4）の事業応募者の要件に適合しなくなつた場合において、東京都教育委員会が指定する期間内に東京都教育委員会の承認を受けることを前提に、当該抵触者を除外した残りの参画者が資格を満たす場合には、この限りではない。

3 提案審査

（1）審査内容

- 審査基準に従い、次のとおり基本要件の審査及び事業応募者提案等の審査を行う。
- ア 基本要件の審査では、事業応募者の構成、事業実績及び欠格事項の有無等を確認し、基本要件を満たしていない事業応募者を失格とする。
- イ 事業応募者提案等の審査では、事業応募者が東京都教育委員会に提出した提案書等及び事業応募者によるプレゼンテーションの審査を行う。

（2）主な審査項目（詳細は審査基準に記載）

- ア 基本要件の審査
- イ 事業応募者の提案等の審査（技術点）
 - (ア) 事業内容全体の理解度

- (イ) 業務体制
- (ウ) 進捗管理
- (エ) 連携体制
- (オ) プログラムの質
- (カ) プログラムの多様性
- (キ) 実施体制
- (ク) 業務実績
- (ケ) その他項目
- (コ) 政策的評価項目

詳細については、別紙1、2及び3の「審査基準」を参照すること。

ウ 価格点

(3) 審査方法審査方法

事業応募者から提出された提案書等の審査では、「令和5年度豊かな心を育む体験活動の充実事業技術審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において評価を行う。

審査委員会において、審査基準に従って審査を行い、かつ、提案事業内容に問題のない者の中から、最優秀事業応募者を選定する。

なお、事業応募者が多数となった場合、事業応募者提案等の審査において、提案書等書面のみによる1次審査を実施する場合がある。この場合、1次審査を合格した事業応募者のみを対象に提案書等及びプレゼンテーションに基づく2次審査を行い、最優秀事業応募者を選定する。

東京都教育委員会は、最優秀事業応募者を事業予定者として決定する。

4 審査結果の公表

審査結果について、最優秀事業応募者等を公表する。

5 その他

- (1) 応募に必要な費用は、事業応募者の負担とする。
- (2) 提出した提案書等の内容の変更は認めない。ただし、単なる記載の誤り等、実質的な内容の変更を伴わない軽微な修正については、この限りではない。
- (3) 提出した提案書等は返却しない。
- (4) 提案書等に虚偽の記載がある場合は、応募を無効にするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがある。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とし、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- (6) 提案書等の著作権は、それぞれの事業応募者に帰属するが、東京都教育委員会が

公表、展示を行う場合、その他必要と認めるときには、東京都教育委員会はこれを無償で使用できることとする。

- (7) 事業応募者の提案書等に含まれている特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、コンピュータ・プログラム等を使用した結果生じた責任及び費用は、事業応募者が負うことと等する。
- (8) 東京都教育委員会が公表・配布する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。

第4 事業実施に係るリスク・責任等の分担

1 事業全般

- (1) 事業者の提案内容に起因する損害については、事業者がその責任を負う。
- (2) 自然災害等の不可抗力により、事業者に損害又は増加費用等が生じた場合は、原則として事業者が責任及び費用を負うこととするが、本事業の実施及び追加費用については、東京都教育委員会と協議する。
- (3) 法令や許認可の新設・変更により、事業者に損害又は増加費用等が生じた場合は、原則として事業者が責任及び費用を負う。
- (4) 税制度の新設又は変更により、事業者に追加負担が生じる場合は、事業者が責任を持って対応することとするが、費用負担については、東京都教育委員会と協議する。
- (5) 本事業に起因して発生する事故等については、事業者がその責任により費用負担等も含め対応する。
- (6) 事業者の過失で、本事業が実施できなかった場合等については、事業者が責任及び費用を負う。

2 東京都教育委員会の経費の支払い

東京都教育委員会は、事業者に対して、東京都議会の議決及び別途定める規定に基づき、東京都一般会計歳入歳出予算の範囲内において、経費を支払う。

3 事業終了時

東京都教育委員会との間で新たに作成されたものの所有権について、東京都教育委員会と協議する。協定期間に保有した個人情報については、事業終了後においても事業者の責任で適切に管理を行うこと。

4 その他

東京都議会において、本事業に係る予算が可決されなかった場合においても、東京都教育委員会は事業者に対して、損害賠償等の責任を負わない。

第5 応募の手続

1 応募スケジュール

第3「事業予定者の募集及び選定等」の1「募集スケジュール」参照

2 応募希望表明書の受付

応募を希望する事業者は、応募希望表明書（別紙4）に所要の事項を記入し、受付期間内に以下送付先まで、追跡確認が可能な方法により郵送すること。持参での提出は認めない。普通郵便等追跡できない方法で発送したことにより不着等の事故が発生しても、東京都教育委員会は一切責任を負わない。共同で参加希望を表明される場合は、代表の事業者が郵送すること。応募希望表明書は、事業応募のための要件とするが、応募を義務付けるものではない。また、応募希望表明書を提出した事業応募者名は公表しない。

(1) 提出期限 令和5年2月20日(月)まで(必着)

(2) 送付先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎16階
東京都教育庁総務部教育政策課事業推進担当宛

(3) 提出部数 1部

3 本要項等への質問・回答

(1) 本要項等に対し質問がある場合は、質問書（別紙5）に所要の事項を記入し、「2応募希望表明書の受付」期間内に電子メールにより送付すること。送付の際は、必ず電話により東京都教育委員会に受信確認を行うこと。受信確認を行わなかつたことによるメール不達等の事故については、東京都教育委員会は一切責任を負わない。また、電話での質問は一切受け付けない。

ア メールアドレス S9000006@section.metro.tokyo.jp

イ 件名【事業者名】豊かな心を育む体験活動の充実事業質問書の送付

ウ 質問書（別紙5）（Excelの様式）

(2) 本要項等への全ての質問に対する回答は、応募希望表明書の提出があった全事業者へ行うこととする。

なお、参加者からの質問がなかった場合には回答は行わないで注意すること。

4 提案書等の提出

(1) 事業応募者は、提案書及び別添の様式等を以下の日時までに、追跡確認が可能な方法により送付すること。持参での応募は受け付けない。普通郵便等追跡できない方法で発送したことにより不着等の事故が発生しても、東京都教育委員会は

一切責任を負わない。グループで参加希望を希望する場合は、代表の事業者が送付すること。

- ア 受付期限 令和5年3月15日（水）まで（必着）
- イ 送付先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎16階
東京都教育庁総務部教育政策課事業推進担当宛

（2）提出書類

- ア （様式任意）技術提案書 10部（うち8部は社名等を抹消）
- イ （様式任意）技術提案書概要 10部（うち8部は社名等を抹消）
- ウ （別紙6） 見積書1部

（3）技術提案応募の辞退

技術提案の応募を辞退する場合は「辞退届」（別紙7）を令和5年3月3日（金）までに送付すること。

（4）留意事項

- ア 様式は任意であり、作成サイズはA4版（タテ・ヨコどちらでも可）とする。
A3版の資料については、折りたたむか、文字がつぶれないように縮小すること。
- イ 審査は匿名により実施するため、社名等抹消の技術提案書8部については、
参加団体名及び参加団体を特定できる事項を記載しないこと。違反があった場合は、失格となる場合がある。
- ウ 技術提案書の作成及び提出に必要な一切の経費は応募者の負担とする。
- エ 技術提案書に記載された提案内容に係る一切の経費は全て提示額に含めるものとする。
- オ 提出された技術提案書は返却しない。